認定再生医療等委員会 設置者 殿

厚生労働省医政局研究開発政策課

「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」について

平素より厚生労働行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

再生医療等(再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する再生医療等をいう。以下同じ。)の提供に当たっては、用いられる細胞加工物及びその原材料となる細胞について、適切に保管されることが重要であり、「「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方」について」(令和6年4月 15 日医政研発 0415 第2号)をお示ししているところです。

今般、令和6年度~令和8年度日本医療研究開発機構 (AMED) 再生医療等実用化基盤整備促進事業「再生医療の普及を支援する再生医療ナショナルコンソーシアムの充実」(研究開発代表者:岡田潔 一般社団法人日本再生医療学会常務理事)において、「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」が作成されました。

つきましては、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(参考)

「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」(一般社団法人日本再生医療学会)

https://www.jsrm.jp/news/news-15846/